

別表第11（第75条関係）

事後調査計画書の構成基準

第1 事後調査計画書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の目的及び内容
- 4 施工計画及び供用の計画
- 5 事後調査の計画

工事の施行中及び工事の完了後ごとの事後調査を実施する項目、地域及び調査方法等

6 その他

- (1) 事後調査を実施する者の氏名及び住所並びに事後調査の全部又は一部を委託する場合は、その委託を受ける者の氏名及び住所（いずれも法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事後調査計画書の作成に当たって参考とした資料の目録

第2 事後調査計画書の体裁

- 1 用紙の規格は、原則として日本産業規格A列4番によること。
- 2 横書き、左とじとすること。